

1. 負担限度額認定申請の年度更新手続きについて

令和3年8月1日から食費・居住費（滞在費）の負担軽減の基準が変わります

《制度の見直しについて》

在宅で介護を受ける方との公平性を更に高めるために、食費・居住費（滞在費）については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しが行われました。なお、見直し後の対象要件等については、添付しております「介護保険負担限度額認定の更新のご案内」をご確認ください。

《変更点》

- ・利用者負担段階について、第3段階が2つの区分に細分化され、それに伴い第3段階②の食費代の新設（居住費は変更なし）
- ・預貯金等の資産要件について、段階に応じた金額に変更
- ・ショートステイ利用時の食費の新設
- ・食費の基準費用額の見直し

《今後の手続きについて》

- ・更新手続きのお知らせ（勧奨通知）は、6月中旬に発送予定です。
- ・新年度分の受付は、6月16日（水）から開始します。

《申請についての注意点》

- ・非課税年金収入（遺族年金と障害年金）を含めた額で利用者負担段階を判断しますので、非課税年金の受給があれば記入してください。
- ・申請者（配偶者を含む）の資産要件の確認として預貯金等の写しを添付してください。（生活保護受給者を除く。）

《特例減額措置について》

- ・「課税層に対する特例減額措置」により、本人又は世帯員（世帯分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されている場合でも、一定の対象要件を満たす方については、申告することで特例的に減額措置が適用される場合がありますので、介護保険課までご相談ください。

《添付資料》

「介護保険負担限度額認定の更新のご案内」

※申請書・記入例については、作成中のため改めて周知させていただきます。